

# 別紙 看護小規模多機能型介護事業所フルール 料金表

## 1.利用者負担金について

利用者負担金は、基本単位①とご利用に応じて発生する②③の合計となります。  
実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算されるため、  
ご請求金額とは数円程度のずれが生じることがあります。

## 2.介護保険給付サービスの利用料について

介護保険給付サービスの利用料は通い・訪問介護・訪問看護・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ  
一月単位の包括費用の額となります。

月ごとの包括料金のため、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に  
定めた期日より利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期間よりも  
多かった場合であっても、日割りでの引きまたは割増はいたしません。

月途中から登録した場合または月途中にて登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りにした  
料金をお支払いいただきます。なお、「登録日」及び「登録終了日」とは下記の日をいいます。

「登録日」 通い・訪問介護・訪問看護・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」 利用者と当事業所の利用契約を終了した日

介護度ごとの介護保険給付サービス利用に係る利用者負担金は下記の通りです。

### ① 基本料金

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数＝〇〇円(1円未満切り捨て)

※横浜市の地域単価は1単位10.88円(2級地)です。

【1割負担の場合】〇〇円－(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

【2割負担の場合】〇〇円－(〇〇円×0.8(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

【3割負担の場合】〇〇円－(〇〇円×0.7(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

利用者負担金の目安

	単位数/月	利用者1割負担の場合	利用者2割負担の場合	利用者3割負担の場合
		基本利用料/月	基本利用料/月	基本利用料/月
要介護1	12,438単位	13,533円	27,065円	40,598円
要介護2	17,403単位	18,935円	37,869円	56,804円
要介護3	24,464単位	26,617円	53,234円	79,851円
要介護4	27,747単位	30,189円	60,378円	90,567円
要介護5	31,386単位	34,148円	68,296円	102,444円

(2021年4月1日現在)

②

## 【加算】

## 利用者負担金の目安

加算名	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	対象となる条件や役割など
認知症加算(Ⅰ)	800単位/月	871円	1,741円	2,612円	認知症日常生活自立度Ⅲ以上
認知症加算(Ⅱ)	500単位/月	544円	1,088円	1,632円	要介護2かつ認知症日常生活自立度Ⅱ
若年性認知症利用者受入加算	800単位/月	871円	1,741円	2,612円	40歳から64歳までの初老期認知症+18歳～39歳までの認知症の受け入れ
退去時共同指導加算	600単位/回	653円	1,306円	1,959円	スムーズな在宅療養に向け病院や老健に於いて多職種で情報を共有し、指導を行う
緊急時訪問看護加算	574単位/月	625円	1,249円	1,874円	緊急時連絡が取れ、必要時訪問が出来る体制
特別管理加算(Ⅰ)	500単位/月	544円	1,088円	1,632円	在宅悪性腫瘍等指導管理・気管切開指導管理を受けている状態、気管カニューレ・留置カテーテルを使用し、計画的な管理が行われている状態
特別管理加算(Ⅱ)	250単位/月	272円	544円	816円	在宅酸素療法・在宅血液透析指導・在宅中心静脈・在宅時持続陽圧呼吸療法・人口肛門人口膀胱・真皮を超える褥瘡・3日以上点滴が必要と認められる場合
ターミナルケア加算	2,000単位/月	2,176円	4,352円	6,528円	看取り期に看護師による24時間連絡・訪問の体制
総合マネジメント体制強化加算	1,000単位/月	1,088円	2,176円	3,264円	多職種との連携を行い、必要時カンファレンスを開催しケアプランの見直しを行う。 地域に出られる援助が出来る。
初期加算	30単位/日	33円	66円	98円	初月30日のみ
栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位/回	6円	11円	17円	口腔内の状態・嚥下状態の把握をし栄養状態評価
看護体制強化加算(Ⅰ)	3,000単位/月	3,264円	6,528円	9,792円	緊急加算・特別管理加算・ターミナル加算の利用者数に応じる
看護体制強化加算(Ⅱ)	2,500単位/月	2,720円	5,440円	8,160円	緊急加算・特別管理加算・ターミナル加算の利用者数に応じる
訪問体制強化加算	1,000単位/月	1,088円	2,176円	3,264円	訪問サービスの提供に当たる常勤を2名以上の配置と述べ訪問回数が200回/月以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数×10.2%×10.88×負担割合(円)/月				介護職員処遇改善
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数×1.5%×負担割合(円)/月				①キャリアパスに沿った職員のスキルアップの仕組みで職員の評価
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数×1.2%×負担割合(円)/月				

【減算】

利用者負担金の目安

減算項目	介護度	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	対象となる条件や役割など				
訪問看護体制減算	要介護1	-925単位/月	-1,007円	-2,013円	-3,020円	①算定日が属する月の前3ヶ月間において、利用者総数のうち主治医の指示に基づいた看護サービスを提供した利用者の占める割合が30%未満であること。 ②算定日が属する月の前3ヶ月間において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が30%未満であること。 ③算定日が属する月の前3ヶ月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が5%未満であること。 必要となるサービスである「訪問看護」の提供を受けた利用者が少ないなど、一定の要件①～③を満たせない場合に減算となります。				
	要介護2									
	要介護3									
	要介護4						-1,850単位/月	-2,013円	-4,026円	-6,039円
	要介護5						-2,914単位/月	-3,171円	-6,341円	-9,512円
※医療保険の訪問看護が行われる場合の減算	要介護1	-925単位/月	-1,007円	-2,013円	-3,020円	看護小規模多機能型居宅介護に医療保険の訪問看護を併用する場合、介護費が減額になります。				
	要介護2									
	要介護3									
	要介護4						-1,850単位/月	-2,013円	-4,026円	-6,039円
	要介護5						-2,914単位/月	-3,171円	-6,341円	-9,512円
特別の指示により頻回に※医療保険の訪問看護が行われる場合の減算	要介護1	-30単位/日	-33円	-66円	-98円	利用者が急性憎悪などにより、主治医が一時的に頻回の訪問看護を行う必要があると認めて、特別な指示を行った場合は、指示日数の乗じた単位数を減算します。				
	要介護2	-30単位/日								
	要介護3	-30単位/日								
	要介護4	-60単位/日					-66円	-131円	-196円	
	要介護5	-95単位/日					-104円	-207円	-310円	

※医療保険の訪問看護は別途契約となります。

③ 介護保険適応外の利用者負担金    ご利用に応じて基本料金に加算されます。

※ 朝食／1食	400円
※ 昼食／1食	700円
※ おやつ／1食	140円
※ 夕食／1食	660円
泊まり／1泊	3,000円

※ 食事は、左記金額にて配食サービス事業所から購入する

- ・レクリエーションやクラブ活動にかかる費用の実費
- ・サービス提供に関する複写物の交付にかかる費用の実費
- ・日常生活上必要となる諸費用の実費
- ・日常生活品の購入代金等日常生活に要する費用で、利用者が負担することが  
相当であるものにかかる費用の実費

前8条および8条に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化  
その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することとします。

適用開始日 2021年4月1日